

## TOPBiHiKu モジュール用



## CanadianSolar 製品保証書\_規約

保証管理番号：

保証開始日：

## 12 年間の製品保証

カナディアン・ソーラー・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）は、上記保証管理番号にて発行された CanadianSolar 製品保証書に記載された太陽電池モジュール製品（以下本保証書規約において「本製品」という。）を当社より直接購入された買主（以下「買主」という。）に対し、保証開始日後 12 年の間、本製品には、インストレーションマニュアル及びその付属書など当社の標準製品文書に明記される通常の用途、設置、使用及び稼働の条件下において本製品の機能性に悪影響を与えるような材料及び製造の瑕疵がないことを保証する。但し、本保証書に含まれる制限及び除外規定の適用がある。

上記の保証に基づく請求は、本製品の不具合又は不適合が、当社の標準製品文書に明記される通常の用途、設置、使用及び稼働の条件下において、材料及び／又は製造の瑕疵のみに起因して生じたものであることを買主が証明できる場合にのみ、認められるものとする。本製品保証は、本製品の特定の出力を保証するものではなく、当該事項は専ら以下に詳述する出力保証において定めるところによる。

## 30 年間の出力保証

当社は、上記の本製品が、保証開始日から 30 年の間、以下に記載された性能水準を保つことを保証する。

・標準試験条件下で前面で照射した場合の本製品の実出力については、以下のとおりとする。最初の 1 年間は、当社は、本製品の実出力がラベルに表示された出力の 99% を下回らないことを保証する。

・2 年目から 30 年目の期間は、実出力の年次の低下が 0.4% を上回らないこととする。

・30 年目の末までに、実出力がラベルに表示された出力の 87.4% を下回らないこととする。

標準試験条件下で裏面で照射した場合の本製品の実出力については、以下のとおりとする。当社は、標準試験条件下での本製品の実出力が、上記の段落で定義された「標準試験条件下で前面で照射した場合のモジュールの実出力」を該当するデータシートに記載されるバイ・フェイシャリティに乗じた数値を下回らないことを保証する。

本製品の実出力は、標準試験（IEC61215（JIS C 61215）に定められた基準状態における試験）条件を用いた検証のみで決定されるものとする。検査機器の不確かさは、全ての出力測定において考慮され、適用されるものとする。

## 保証開始日

上記の「製品保証」及び「出力保証」を、各々及び総称して「保証」という。

保証開始日は、本製品の最初の設置完了日又は本製品の納品日の 180 日後のうちいずれか早い方の日とする。

保証期間は暦年ベースで計算される。例えば、保証期間の最初の 1 年は、保証開始日から 365 日目（うるう年の場合は 366 日目）の日までであり、その後も同様とする。

## 適応除外事項

本保証書に定める保証は、以下の本製品には適用されない。

- 1) 買主が支払うべき金額の全部又は一部が当社が買主から受領していない本製品
- 2) 購入の証拠、本製品情報その他の情報又は資料で請求の有効性を証明できるものを提出することができない本製品
- 3) 輸送、取扱、保管、又は使用において過失のあった本製品
- 4) 当社の許可なく修理され、又は何らかの方法で不正変更された本製品
- 5) 通常でない高熱、塩害又は化学物質への暴露を受けた本製品
- 6) 日本国の法令若しくは当社の標準製品文書に照らして、不適切な設置、用途、変更若しくは許可を得ない作業が行われ、又は不適切なシステム設計が行われ、それにより恒常的に日陰に置かれることや外部ストレスが生じた本製品
- 7) 電源障害若しくはサージ、洪水、火災、直接又は間接的な落雷、不測の破損、破壊行為、爆発、戦争行為、又はその他当社の管理の及ばない事象の被害を受けた本製品
- 8) 当初の設置場所から移動された本製品
- 9) 本製品に接続された第三者の部品又は本製品を搭載した建設部品（架台を含む）に不具合、瑕疵又は欠陥があるもの
- 10) 車両、船舶又は海洋構造物（水面フローティングシステムは除く。）などの移動体（太陽光発電トラッキングシステムは除く。）に設置された本製品

更に、保証は、本製品の外観の悪化（傷、汚れ、錆、変色、又はカビを含むがこれらに限定されない。）又は製品素材の時間の経過による通常損耗に起因する本製品の外観の変化には適用されないものとする。また、該当する本製品の製品ラベル、型式又は製造番号が改変若しくは削除され又は判読不能にされた場合、保証請求は行うことができないものとする。

## 救済措置

12 年間の製品保証について、当社が自身の合理的判断により、本製品が本保証書に定める製品保証の条件に適合していないことを確認した場合、当社は、以下の救済措置のいずれか一つを自身の選択により提供するものとする。

- 1) 本製品を修理する
- 2) 本製品の保証ワット数と同等若しくはそれを超えるラベル表示ワット数を有する代替品を提供する（保証ワット数は、本製品のラベル表示電力ワット数から許容累積低下分を差し引いたものとして定義される。）
- 3) 保証の請求時点における保証ワット数に基づき査定された本製品の公正な市場価格分の返金を行う

30 年間の出力保証について、もし当社が自身の合理的判断により、本製品が、前面で照射した場合に、本保証書に定める出力保証の条件に適合していないことを確認した場合、当社は、以下の救済措置のいずれか一つを自身の選択により提供するものとする。

- 1) 本製品を修理する
- 2) 本製品の保証ワット数と同等若しくはそれを超えるラベル表示ワット数を有する代替品を提供する
- 3) 実際に計測された電力出力ワット数と保証ワット数とのワット数差の公正な市場価格分の返金を行う。  
もし当社が自身の合理的判断により、本製品が、裏面で照射した場合に、本保証書に定める出力保証の条件に適合していないことを確認した場合、当社は、以下の救済措置のいずれか一つを自身の選択により提供するものとする。
  - 1) 本製品を修理する
  - 2) 本製品の保証ワット数と同等若しくはそれを超えるラベル表示ワット数を有する代替品を提供する
  - 3) 実際に計測された電力出力ワット数と保証ワット数とのワット数差の 10% 相当の公正な市場価格分の返金を行う

本保証書に基づく全ての救済措置に関する計算は、保証請求の最初の報告時における本製品の保証ワット数に基づいて行われるものとする。

当社は、自身の事前の許可を得ない本製品の返品を受け付けないものとする。当社が本製品の返品を事前に許可した場合、当社は、買主の返品請求に基づく当社の指定の場所への本製品の返送、及び、最初の設置場所への修理済みの本製品、又は本製品の代替品の送付のための合理的な輸送費（保険、税金、関税、滞船料、又は、通関若しくは買主の不協力に関連するその他費用を除く。）を負担するものとする。当社が救済措置として修理を選択した場合、当社は修理に関連する合理的な材料費及び労務費を負担するものとする。いかなる場合であっても、適用される電子廃棄物処理規制に関連して支払義務が生じる手数料、徴収金、税金、又はその他の財務上の義務を含む、本製品の撤去、設置、及び／又は再度の設置に関連する費用は、署名の付された書面において当社が別途同意しない限り、買主の負担であり続けるものとする。当社が実施する救済措置、又は当該救済措置の対象となる本製品に課される手数料、徴収金、税金、又はその他の財務上の義務のいずれの費用についても、不具合の生じた本製品の購入時点では存在していなかった規制、政府、又は司法上の決定に起因して支払義務が生じた場合、当社は支払を行わないものとする。

不具合の生じた本製品の修理又は代替品の提供が行われた場合でも、適用される保証期間を延長しないものとする。代替品又は修理された本製品の保証期間は、不具合の生じた本製品の保証期間の残りの期間とする。当社は、もし不具合の生じた本製品の製造が終了し又は当該製品がその他の理由により入手不能である場合、不具合の生じた本製品の代替品として類似の製品（類似のサイズ、色、形、及び／又は出力のもの）を引き渡す権利を留保する。当社が別途指示しない限り、買主は本製品を、本製品の取扱および処理に対して適用される日本国のすべての関係法令及び規則に従い、自身の費用負担により処理するものとする。代替品の提供対象となった本製品は、当社が明確に許可しない限り、いかなる方法であっても、売却、再加工、又は再利用してはならないものとする。

適用のある法律に別途規定される場合を除き、上記の救済措置は、上記の保証への違反に関する当社の唯一かつ排他的な義務であり、また買主の唯一かつ排他的な救済措置を定めるものである。

## 請求手続

買主が上記の保証の対象となる正当な請求権を自らが有すると確信する場合、買主は、裏付けとなる情報（請求製品数量、製品番号、並びに、購入時の請求書及び証拠等）を添え、上記の該当する保証期間中に、不当に遅延することなく、書面によってそのような請求を以下の住所又は当社が適宜通知する将来の住所宛に、当社に対して提出するものとする。

カナディアン・ソーラー・ジャパン株式会社  
〒160-0022 東京都新宿区新宿五丁目17番5号 ラウンドクロス新宿5丁目8階  
Tel: 0120-020-332  
Eメール: csj.callcenter@csisolar.com

かかる書面による請求を受領した場合、当社は、上記の保証のいずれかに違反があった旨の買主の請求について、更なる検証を求めることができるものとする。検証のために本製品を第三者の試験機関に送付する必要がある場合は、かかる試験機関は、ISO/IEC 17025:2017の認定を受けていて双方の合意する機関とする。

## 保証の譲渡

本保証は、本製品の設置場所住所が変更されていないことを条件に、所有者変更届を提出することで、本製品の新たな所有者へ譲渡できるものとする。

## 紛争解決

保証請求に関連する紛争が生じた場合、当該紛争は、関連する本製品にかかる買主と当社との間の購入契約に定める準拠法条項及び紛争解決手続に従って付託され、最終的に解決されるものとする。

## 不可抗力

不可抗力とは、戦争、暴動、ストライキ、疫病流行、感染隔離、交通規制その他の社会事象、地震、火災、洪水、吹雪、ハリケーン、雷、天災等の自然災害、適切かつ十分な労働力の欠乏、原材料の不足、生産能力、技術若しくは産出の不能によるもの、国の法令、行政規則若しくは命令を引き起こす遅延、並びに当社の管理の及ばない予見できない事象を含む、予見、回避および抑制が不可能な対象の状態を指す。

不可抗力の発生又は継続により、当社は、本保証書上の義務を履行できないか、又はその履行を遅延させることがある。その場合は、当社の履行義務は、関連する適用のある法律又は買主との契約に従って、全面的に又は部分的に免除されるものとする。しかし、当社は、不可抗力の発生を買主に適時に知らせ、不可抗力の影響を最小化するために必要な措置をとるために買主と交渉する。

## 複数保証の取り扱い

買主は、上記の各保証に基づき、請求を行う権利を有する。但し、単一の瑕疵に起因して、複数の保証に基づく請求権が発生した場合で、かつ当社が上記に定める通りに当該瑕疵を治癒した場合、当社は、当該瑕疵に起因して生じた全ての該当する保証請求について解決したものとみなされるものとする。

## 免責事項

本保証書に定める保証は、全ての他の明示的又は黙示的保証（当社側における商品性の保証及び特定目的又は用途への適合性を含むがこれらに限定されない。）及びその他の当社の全ての義務に代わるものであり、かつそれらを排除するものである。但し、当社が上記の他の保証及び義務につき書面により同意している場合はこの限りでない。

## 責任の制限

適用のある法律で認められる最大限の範囲において、当社は、自身の製品又はその使用に起因して生じ又はそれらに関連するあらゆる原因から生じた、個人若しくは財産への損害若しくは傷害又はその他の損失若しくは傷害に関して、本保証書により、その責任又は債務を免れ、一切の責任又は債務を負わないものとする。適用のある法律で認められる最大限の範囲において、当社は、いかなる状況下においても、買主又は買主を通じ若しくは買主の下で請求を行う第三者に対して、本製品に起因若しくは関連して生じた、いかなる逸失利益、使用不能による損失、若しくは使用機会の喪失、又は、いかなる種類の付随的損害、派生的損害又は特別損害についても、たとえそのような損害の可能性につき知らされていたとしても、一切の責任を負わないものとする。

保証請求があった場合、損害又はその他に関して当社が負う債務（もし債務がある場合には）の総額は、適用のある法律で認められる最大限の範囲において、当該保証請求の対象となる本製品について買主から当社に支払われた購入価格を超えないものとする。

買主は、上記の責任の制限が当事者間における合意の重要な要素であり、かつ、そのような制限が存在しない場合には本製品の購入価格は大幅に異なる金額になったであろうことを認める。

## 注意

本保証書の異なる言語のバージョン間において矛盾のある場合、日本語版が優先されます。本保証書は、日本国内で販売され、設置される本製品に対してのみ適用されます。太陽光発電モジュール製品の設置及び取扱いは専門技術を要するため、資格ある専門業者によって行われるべきものです。また、本製品を使用する前に安全及び設置についてのインストラクションマニュアルをお読みください。